

別表

補聴器の種類	1 台当たりの基準額 (円)	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤモールド (注) イヤモールドを必要としない場合は、基準額から9,500円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900		
高度難聴用ポケット型	53,500		
高度難聴用耳かけ型	55,900		
重度難聴用ポケット型	68,500		
重度難聴用耳かけ型	80,700		
耳あな型（レディメイド）	101,500		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900	補聴器本体（電池を含む）	
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,800円を除く。	

受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオチューを必要とする場合は、次に掲げる額の範囲内でそれぞれ必要な額を加算する。

機器の種類	加算額 (円)
受信機	受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額
ワイヤレスマイク	
オーディオチュー	5,250

修理部位	1 台当たりの基準額 (円)
イヤモールド交換	9,500

(注) 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の額の100分の106に相当する額を基準の上限とする。